

「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」第2回会合（議事要旨 概要版）

令和4年7月27日（水曜日）16時～17時15分

オンライン形式

7月27日（水曜日）、ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会の第2回会合が開催されました。

1 本作業部会は、昨年7月に開催されたビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議（以下、「円卓会議」という。）における議論を踏まえ、より具体的、実務的な議論をする対話の場として、今般、円卓会議の下に開催することとしたものです。

2 今回の会合には、経済団体、有識者、市民社会、国際機関、各種団体等の関係者（ステークホルダー）と、関係府省庁等の関係者（課長級）とが出席し、意見交換を行いました。

3 会議では、経産省から、現在検討会にて議論されている「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」の骨子案等について概要報告がありました。続いて外務省から、行動計画85施策と指導原則の関連性の設定に関する考え方について、次に報告があった。

（1）「サプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（案）」作業状況報告（説明 経産省）

（氏家啓一 （一社）グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長）

- 作業部会とガイドライン検討会の役割分担があると思うので、中身は検討会で検討されていると思うが、公表前の案の段階で、作業部会からも意見を出させてもらいたい。また、ガイドラインの普及について一緒に考えるなどやれることもある。作業部会にはタスクがある。計画の中で定期的にやって欲しい。
- 公共調達にこのガイドラインを導入して欲しい。政府の率先垂範がガイドラインの一番の普及効果になると思う。

（若林秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事）

- 行動計画の実施のための省庁会議の下に円卓会議と作業部会が設置されているが、検討会との関連性が非常に不明瞭であると感じている。
- 本日のガイドライン骨子案も4月のものであり、3か月前の資料である。議論をする上では、ある程度の情報公開をしていくべきではないか。作業部会と素案、パブリックコメント、円卓会議そのものの流れの位置付けが全く見えてこない。

(安河内賢弘 日本労働組合総連合会副会長)

- ガイドラインの骨子に、労働組合という単語が見当たらない。労働組合や従業員代表、労働者代表という言葉が明確に示されていることが国際スタンダードであると認識しているため、是非記載をお願いしたい。
- 「悪影響の停止、防止及び軽減」の中で、「回避又は軽減に努める」という記載があるが、「軽減に努める」ではなく「対処に努める」くらいの記載にして頂かないと、少し弱いのかなという感覚を受ける。

(菅原絵美 大阪経済法科大学国際学部教授)

- 政府作成のガイドラインというのは、日本の「ビジネスと人権」の水準であるとして、国際社会から理解・評価されるものであるという緊張感を持っている。一方で、現在の骨子のみでは、国際法の立場からの専門的見地からの十分な意見表明が難しいと感じる。
- 政府の政策の一貫性という観点から、ガイドラインが政府調達等の施策にどのように展開されるか、また、ガイドラインの実効性を担保する絶対的な条件ともいえる企業及びステークホルダーからの信頼をどう確保するかについて、非常に関心を持っている。

(齊藤一隆 中小企業家同友会全国協議会事務局長)

- 作業部会の位置付け等については、これまで皆様からも意見があった通り、難しい点もあると思うが、情報の共有等については、是非検討を頂きたい。
- ガイドラインの骨子案については、是非、中小企業を意識した内容を盛り込んで頂きたい。企業の99.7%が中小企業であり、企業で働いている人の7割が中小企業で働いていることから、指導原則の内容をいかに中小企業に実践頂くかが重要である。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- 検討会自体切迫したタイムラインで進んでいるが、できる限りステークホルダーから意見を聞く機会を設けた上で、もう少し議論の時間を確保することも必要と思われる。
- ステークホルダーから信頼されるガイドラインでなければ、それを使う企業がステークホルダーエンゲージメントをしたときに説明責任を果たすことができない。できる限りステークホルダーの意見を集約した上で議論することが、ガイドラインの普及にも繋がっていくのではと考える。

(豊田原 経済産業省大臣官房 ビジネス・人権政策調整室長)

- 作業部会との関係については、外務省とよく協議をさせて頂きたいと考えている。

- 公共調達との関係では、まずはガイドラインを作り、後にどういう形で政府の施策に取り込んでいくのか検討していきたい。
- 労働組合への言及については、できるだけ記載する方向で検討している。
- 軽減を対処に変更するというのは、指導原則でも書かれているところであり、軽減という記載はそのままかかせて頂こうと思う。
- 中小企業向けの要素については、我々としても非常に重要な論点であると思っている。別途経産省が準備している参考資料の中で、中小企業にとっても分かりやすい情報を出していければと思っている。

(松井宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課企画官)

- ガイドラインの検討会と、円卓会議及び作業部会の役割についてであるが、この場を出して頂いた意見も踏まえて、引き続き、経産省の方でガイドラインの検討作業を進めていくと理解している。

(2) 行動計画85施策と指導原則の関連性の設定に係る作業方針(説明 外務省)

(高橋大祐 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会 CSRと内部統制に関するPT副座長)

- 指導原則と85施策の関連性を整理するという取組は適切な対応であり、素晴らしいものであると評価をさせて頂きたい。
- 2018年に発行されたベースラインスタディ報告書では、各ステークホルダーからの各人権分野の現状に関する意見も掲載されている。政府として、このベースラインスタディ報告書を改訂していく予定がないかお伺いをさせて頂きたい。
- 法務省に質問であるが、司法的救済について、民事裁判のIT化しか記載がない。IT化以外で、海外からの司法的救済へのアクセスに係る障害を取り除くための施策がどの程度取られているのかというところをお伺いしたい。

(銭谷美幸 第一生命保険(株)運用企画部フェロー兼第一生命ホールディングス(株)経営企画ユニットフェロー)

- 「ビジネスと人権」が投資家の間でも注目を集めるテーマになっている中で、背策を一度決めてしまうと、その後外部環境等が変化しても、施策そのものを見直さずにやっていくこと自体が、UNGP本来の目的達成から考えるとナンセンスであり、グローバルな動きを観ながら、適宜施策の見直しを図っていく必要がある。
- 先日公表された米国の人権レポートで、タイが日本と同じランクになったとタイのTV局が紹介している。技能実習生で来日検討する人から見たら日本で働くことに対してどのように思うかということ、日本政府としても真剣に考えて頂きたいと思う。その点について、どのように考えているかをお聞きしたい。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- この紐付けの作業を実施頂いたことについて評価したいと思う。省庁間で調整・議論をされたのではないかと認識しており、政策の一貫性確保の観点から、この作業自体が今後の改定プロセスにおいても極めて重要ではないかと考えている。

(安河内賢弘 日本労働組合総連合会副会長)

- 指導原則との紐付けは評価したい。レビューについては、セミナーや研修に参加した人数を数えるだけではなく、どこ部分の部分が足りていないかといったギャップ分析をしっかりとっていくことが重要であると思う。

(松井宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課企画官)

- 現在の行動計画は、各省庁が責任をもって実施できることを書いたもの。政府としても、十分に検討した上で策定したものであり、今の時点ですぐに新たな行動計画を作るということにはならないかと思う。
- 一方で、行動計画の履行状況についてのレビューは必要であると思う。行動計画を書き直すということではなく、現状で行動計画の何ができていて、何が未達成なのか等は検討していく必要がある。また、こうしたレビュー作業の目的と手法について、ステークホルダーの皆さんとの間で合意を取ることが必要であると思う。

(法務省)

- ご指摘の点は、担当部局に確認の必要があるので、確認をさせて頂きたい。

(3)「ステークホルダー共通要請事項」への対応について(説明 外務省)

(高橋大祐 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会 CSRと内部統制に関するPT副座長)

- 企業の人権DDの実施を支援する観点から、人権 DD の公共調達への組入れをご検討頂きたい。
- 救済へのアクセスとして共通要請としているNCPの運用の問題をどのように認識し、どのように改善を図っていく予定であるのか伺いたい。
- 民間の苦情処理メカニズムの取組への支援について、どのような支援をご検討されているのかについても伺いたい。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- 第2共通要請事項では、行動計画の運用におけるステークホルダーとの対話組織の設置を要請しているが、プロセス全体における透明性や包摂性の確保が、十分にできていないという評価をしている。

- 行動計画の第4章でも、ステークホルダーが参加するモニタリングのための会議体の設置について言及されており、これらが作業部会及び円卓会議かと思うが、現時点では、部分的な結果報告のみであるため、対応していないと評価している。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- 第1共通要請事項に関して、外国人労働者、特に労働者が脆弱な立場におかれる債務労働の問題が依然として存在する。二国間協定での債務負担をなくす措置という点について、どのような進展がみられるのか注目が集まっている。現在締結済みの二国間協定を見てみると、債務負担の余地が残っているような記載も見受けられる。
- 脆弱な立場に置かれた人から政府が意見を聞くという機会を設けて頂くことが重要であると思っている。第2共通要請事項記載の、負の影響を受けるリスクの高い社会的に脆弱なグループ等から意見を聴く手続の確保も、引き続き検討を頂きたい。
- 政府内での知見の集約や意見の調整がより深くよりスムーズに行われるように、また市民社会とオープンな形で定期、非定期に情報をやり取りできるように、第2共通要請事項記載の政府内のフォーカルポイントの設置が重要と思われる。

(安河内賢弘 日本労働組合総連合会副会長)

- 人権DD及びサプライチェーンへの要望は、経産省のガイドラインの作成の中で、一定の対応が図られるのではないかと大いに期待をしている。

(池田三知子 一般社団法人日本経済団体連合会SDGs本部長)

- 人権DDの考え方は、従来の一般的な法令とは異なる考え方であることから、人権DDを行う企業はもちろん、政府やステークホルダーの方々にご理解を頂けるように、啓発活動の推進をお願いしたい。
- 一般的なガイドラインだけでは実務に落とし込みにくい問題もあるかと考えている。まずは一般的なガイドラインを出すことが重要であるが、今後は、より個別のケースに沿った企業への支援活動を推進していくことが、人権DDの普及にあたって重要になると考えている。
- 行動計画に記載された施策を講じる際には、ステークホルダーとの信頼関係を築いていけるような継続的な対話をお願いしたい。

(銭谷美幸 第一生命保険(株)運用企画部フェロー兼第一生命ホールディングス(株)経営企画ユニットフェロー)

- 今は気候変動においても、若い世代の参加を促すことによって、取組が加速している海外の事例等も出ている。「ビジネスと人権」においても、多様性の視点を取

り入れるために作業部会に若い世代のメンバーを入れる等の対応も検討して頂きたい。

(河野康子 一般財団法人日本消費者協会理事)

- SDGsのマルチステークホルダー会議に出ていたが、その構成員の中には若い世代の代表が入っている。「ビジネスと人権」の議論においても、次の世代を担っていく学生等も巻き込んでいくべきではないか。

(高橋大祐 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会 CSRと内部統制に関するPT副座長)

- より具体的な議論をするために、ベースラインスタディの際のように、作業部会ごとに、論点を外国人労働者や公共調達等に絞る等の対応はいかがか。担当省庁も私達も準備ができる。その中で、若い世代の方が関連するテーマにおいては、若い世代を巻き込んでいくことも検討できると思う。

(松井宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課企画官)

(主な応答)

- 公共調達については、関係省庁でも議論しているところである。
- 外国人労働者に関する二国間協定については、厚労省と外務省で協議をしていることになっている。
- ステークホルダーとの対話、脆弱な立場に置かれた人々との対話は重要。また、啓発活動必要性は十分に認識しており、まずはセミナー等を通じて理解の促進を図ることから始める必要があると思う。
- 構成員に若い世代を取り入れることについては、すぐにメンバーを拡大することは難しいと思うが、各団体から推薦を受ける等、プロセスを進めるための議論をしていきたいと思う。
- 作業部会をどのような形で運営していくかについてはよく検討する必要がある。一方で、議論を深めるためにテーマを絞って議論することは重要だと思う。

(4) その他議題及び質疑応答

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- 指導原則が策定されて10年の節目において、国連ビジネスと人権作業部会が今後の10年のロードマップを発表した。グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンで日本語の仮訳を作成したので共有したい。
- 行動計画を策定した国については、行動計画2.0ということで、行動計画の質の向上が求められている。行動計画が共通の理解と信頼によるステークホルダーの対話のプラットフォームであること、ギャップやベースラインアセスメントによるロードマップであること、政府、各省庁が積極的に統率力を持って政策の一貫性

を推進するものであること、目標と進捗モニタリングにより、国と企業の義務と責任を評価するものであること等の要素が行動計画2.0では求められている。

(齊藤誠 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会 CSRと内部統制に関するPT 座長)

- ステークホルダーメンバーとアドホックでざくばらんにお話できる機会を是非、設けて頂きたい。

(若林秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事)

- 今後のスケジュールを明確にして頂きたい。いつ円卓会議が開かれるのか。パブリックコメントに付ける素案が公表される前に円卓会議が開催されるという理解でいるが、最低限、円卓会議で素案に対する意見をまとめ、その上で、パブリックコメントという流れをご検討頂きたい。

(松井宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課企画官)

- ガイドライン案のパブリックコメントのタイミングを踏まえて、次の円卓会議をいつ開くかは、経産省とも議論をしているところである。

(了)

第2回「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会

出席者一覧

ステークホルダー(五十音順)	
氏名	所属・役職
池田 三知子	一般社団法人日本経済団体連合会 SDGs本部長
氏家 啓一	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長
大村 恵実	日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長
河野 康子	一般財団法人日本消費者協会 理事
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会 事務局長
菅原 絵美	大阪経済法科大学 国際学部教授
銭谷 美幸	第一生命保険(株)運用企画部 フェロー 兼 第一生命ホールディングス(株)経営企画ユニットフェロー
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所 プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官
安河内 賢弘	日本労働組合総連合会 副会長
若林 秀樹	ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事

参加府省庁
内閣府大臣官房企画調整課
警察庁長官官房企画課
金融庁総合政策局総務課
消費者庁参事官(調査研究・国際担当)
総務省大臣官房総務課
法務省大臣官房国際課
外務省総合政策局人権人道課
財務省大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省大臣官房国際課
厚生労働省大臣官房国際課
農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ
経済産業省大臣官房ビジネス・人権政策調整室
国土交通省総合政策局国際政策課
環境省大臣官房環境経済課
防衛装備庁調達管理部調達企画課

政府関係機関
(独)国際協力機構(JICA)

(了)

ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会第2回会合配付資料一覧

(資料1)議事次第

(資料2)出席者名簿

(資料3)作業部会開催要綱

(資料4-1)ガイドライン骨子案

(資料4-2)「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」策定に向けた取組

(資料5)「ビジネスと人権」に関する行動計画の85施策と国連「指導原則」との対応関係を整理するに当たっての考え方

(資料6)NAP 諮問委員会構成員合同コメント 20201109

(資料7)ungps10plusroadmap.jp (注)ステークホルダー提供

(参考)行動計画 85 施策実施状況一覧